

徳島県企業管理規程第三号

徳島県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県企業局長 勝 間 基 彦

徳島県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程

徳島県企業局企業職員給与規程（昭和四十一年徳島県企業管理規程第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「本局の課長、本局の室長、政策調査幹及び所の長」を「本局の課長、本局の室長、所の長及び所の次長」に、「担当室長」を「担当課長及び担当室長」に、「所の次長」を「所の次長（ダム管理担当）」に改める。

附 則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。